広島市西風館火葬炉設備増設事業に係る公募型プロポーザル方式手続開始の公示

次のとおりプロポーザル方式による事業者特定手続きの開始を公示する。

令和4年6月24日

広島市長 松井 一實

1 プロポーザルの目的

広島市西風館火葬炉設備増設事業に当たっては、より優れた事業者を選定するとともに選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を求め、この事業に最も適した事業者を特定する。

2 事業概要

(1) 事業名

広島市西風館火葬炉設備増設事業

(2) 事業内容

設計業務及び工事

(3) 事業予定期間

設計業務

契約締結日(令和4年10月)から令和5年12月28日まで工事

契約締結日(令和6年 9月)から令和8年 1月30日まで

(4) 事業方式

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式(技術提案・交渉方式)」の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として特定された者と工事に関する基本協定書を締結した後、設計業務の契約を締結するものとする。

また、工事に関する基本協定書に基づく価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結するものとする。

なお、工事の契約は、予算の成立及び広島市議会の議決(広島市議会の議決を要する場合)を条件として締結するものであり、各条件が不成立となった場合においては、本市は優先交渉権者に対する一切の責任を負わないものとする。

3 参加形態

単体による参加とする。

4 参加資格 (参加表明書兼参加資格確認申請書の提出者の資格要件)

参加表明書兼参加資格確認申請書の提出者は、(1)から(15)までに掲げる要件を全て満たす者であること(詳細は、「広島市西風館火葬炉増設事業に係る公募型プロポーザル実施要領」(以下「プロポーザル実施要領」という。)による。)。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条に該当していないこと。
- (2) 令和3・4年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。 なお、工事の契約締結にあたっては、契約締結日の属する年度の広島市建設工事 競争入札参加資格者として認定されていることの確認を行う。
- (3)機械器具設置工事について、公示の日現在において又は参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日までに、契約締結日の属する年度の競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。ただし、広島市建設工事競争入札取扱要綱第9条第1項の有効期間が当該年度の前年度の期間を超える期間においても設定されている場合における当該超える期間にあっては、当該超える期間に係る資格者名簿に登録されている者であること。

なお、工事の契約締結にあたっては、契約締結日の属する年度の資格者名簿に登録されている者であることの確認を行う。

- (4) 平成19年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。
 - ・ 新設又は増設工事で5炉以上の火葬炉及び火葬炉付帯設備の施工を有する工事
- (5) 次の要件を満たす技術者を配置できること。
 - ア 技術者は、上記4(4)に掲げる工事と同じ施工経験を有していること(ただし、工事完成年月日、工事の規模など数値は求めない。)
 - イ 製作と据付それぞれで別の技術者を配置する場合は、それぞれの施工経験を有していること。
 - ウ 機械器具設置工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。 請負金額が3,500万円(税込)以上となる場合は、専任で配置できること。ただし、 技術者は、建設業法第26条第1項から第5項(第3項ただし書及び第4項を除く。) までに規定するものとする。なお、本件は特例監理技術者(建設業法第26条第3項た だし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。)の配置は認めない。
 - エ 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用関係にあるものであること。

ただし、請負金額が3,500万円(税込)未満となる場合の技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日の前日以前から雇用関係にあるものとする。

- オ 技術者の兼務については、専任で配置することを求めている場合も含め、「広島市西 風館火葬炉設備増設事業に係る公募型プロポーザル実施要領」に記載している条件を満 たす場合は、その条件の範囲内でこれを認める。
- カ 製作と据付それぞれで別の技術者を配置する場合は、それぞれの配置予定技術者調書を提出すること。
- (6) 当該設備の製作において、工程管理、検査・試験を自ら実施できる体制と能力を有する - レ
- (7)当該設備の引渡し後における、障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び発注者から

- の技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していること。
- (8)公示の日から参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日までの間のいずれの日においても、営業停止処分(本件プロポーザルに参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 広島市税を滞納していないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。
 - イ 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でない と判断される者
 - ウ 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違 反し、本市から当該法令等違反に対する改善・命令等を受け、当該法令等違反の理由に より広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた 者で、当該違反事項の改善がなされていない者
- (12) 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アに規定する 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、 本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者 (3号イ)
 - イ 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当で あると認められる者 (3号ウ)
 - ウ 1 か月以内に、正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより入札無効となった者(3 号工)
 - エ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(3号オ)
 - オ 当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年 完成工事平均成績(グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格 業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。)が60点未満である 者(5号ア)
- (13) 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入義務の履行及 び納付義務の履行を確認できない者は参加できない(ただし、各保険への加入義務の適用 を受けない者は除く。)。
- (14) 工事を受注したならば、工事を施工するための下請契約等(広島市競争入札参加資格者 指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。)において、広島市建設工 事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されること がないよう、必要な措置を講ずることができること。
- (15) 工事を受注したならば、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約

において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができること。

5 手続等

(1) 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局営繕部設備課

電話:082-504-2306

電子メール: setsubi@city.hiroshima.lg.jp

(2) プロポーザルに関する資料の配布方法等

ア 交付期間

令和4年6月24日(金)から令和4年7月12日(火)まで

イ 交付方法

広島市ホームページからのダウンロードを原則とするが、次のとおり配布・申 込み受付けを行う。

- (ア) 交付場所・申込先
 - (1) に同じ。ただし、上記交付期間の広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)に基づく市の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで
- (イ) 郵送を希望する場合

返信用封筒に切手を貼付し、送付先のあて先を記入して、申し込みをすること。送付する資料は日本工業規格A列4用紙50枚程度(約210g)。

- (3)受付期間
 - ア 参加表明書兼参加資格確認申請書の受付期間

令和4年7月8日(金)から令和4年7月12日(火)まで

イ 技術提案書の受付期間(参加資格が確認できた者に限る。)

令和4年7月15日(金)から令和4年8月5日(金)まで

- (4) プロポーザルに関する資料についての質問の受付及び回答
 - ア 質問は、質問書(様式1-8)を作成し、郵送又は電子メールで担当課へ提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス を併記すること。

イ 質問の受付期間

令和4年6月24日(金)から令和4年7月1日(金)まで (郵送の場合には7月1日(金)必着)

ウ 質問に対する回答は、令和4年7月7日(木)(予定)に本市ホームページ上に 掲載する。

6 その他

- (1) 本事業の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (2) その他プロポーザル実施の詳細は、広島市西風館火葬炉設備増設事業に係る公募型プロポーザル実施要領のとおりとする。